

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認める工事は、特記仕様書に、以下の内容を明示するものとする。

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける 監理技術者（専任特例2号）の配置に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件をすべて満たすこと。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、1)に限る。

1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された指定種別に限る。）

2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

(3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件とすること。

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場がすべて唐津市内であること。

(6) 単体企業で受注している工事であること。

(7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(9) 監理技術者補佐が担う業務等については、書面（任意様式）により明らかにすること。